

一般社団法人日本膝関節学会 評議員選出規則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という。)定款第11条の規定に基づき、この法人の評議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (選考)

理事長は、理事会が必要と認めるとき、推薦方法を明示し、評議員の推薦を受ける。

2. 推薦は理事が行ない、更に評議員1名の推薦を要する。
3. 推薦しようとする者は、定められた日時までに所定の推薦状と被推薦者の履歴及び業績を理事長に提出しなければならない。
4. 前項の推薦に基づき、理事会が候補者を選考し、理事会の決議により選出する。

第3条 (選考基準)

前条による評議員の選考にあたっては、会費の未納のない会員のうち、膝関節およびその関連分野における業績について、まず第1項目における各基準で審査し、定員数に絞れない場合には順次第2項目、第3項目により審査するものとする。

(1) 第1項目

- ① JOSKASまたは日本膝関節学会において、入会后6年以上経過している正会員であること。
- ② 過去5年間に膝関節またはその関連分野に関する主著論文が5編以上あること。
- ③ 査読制度の確立された雑誌に欧文主著論文を有すること。欧文著書も欧文論文に準ずる。
- ④ 三号における論文については、掲載年は問わないが、抄録は除く。
- ⑤ 候補者の地域性を考慮すること。

(2) 第2項目

- ① 学術的業績(過去5年間の論文数、学会及び研究会発表業績)
- ② 同一関連施設からの候補者数を考慮すること。

(3) 第3項目

- ① 日本膝関節学会、日本関節鏡学会、JOSKAS初回発表からの年数
- ② 日本膝関節学会、日本関節鏡学会、JOSKAS入会からの年数
- ③ 大学卒業年度

第4条 (規則の変更)

この規則は理事会および社員総会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、令和5年10月4日から施行する。